

# 一旗本家の目から見た近世国家

## —— 一旗本日向家の事例（二） ——

望 月 秀 人

### 要 旨

本稿は前稿（一）での日向氏の歴史の概略を踏まえ、本題の複合国家との関係に取り組む。まず戦国時代の支城制や国衆領と日向氏との関係を、武田家臣時代と徳川家臣時代の双方に目配りして確認し、次いで豊臣時代の公儀領主制の在り方を見たうえで、徳川家康がそれをいかに浸食して徳川公儀を形成したかを明らかにする。その過程で登場する国奉行制が本稿の主題であり、まずは初代日向半兵衛政成が伊勢国奉行としていかなる活動をし、それが幕藩体制の確立にいかなる役割を果たしたのか、そしてそれが伊勢国の土地柄にどのように関係していたのかについて考察したい。

キーワード：旗本，複合国家，武田遺臣，近世，国奉行

### 目 次

はじめに

第一章 旗本日向家の系譜と所領について

第一節 武田家臣日向大和守家

第二節 武田家臣日向玄東斎宗立

第三節 徳川家旗本日向家の系譜（以上，141号）

第二章 旗本日向家の活動の多面性（以下，本号）

第一節 初代日向半兵衛政成と国奉行制

第二節 旗本日向家と江戸（以下，次号）

第三節 旗本日向家の所領経営

終章 まとめと課題・展望

## 第二章 旗本日向家の活動の多面性

### 第一節 初代日向半兵衛政成と国奉行制

私は数年前、本紀要に同じ題名の論考(一)<sup>1</sup>を掲載し、近世の旗本日向家の歴史と、その系譜・所領を概観した。それには現時点でいくつか修正点<sup>2</sup>と補足<sup>3</sup>があるが、それは本稿で注記するとして、その前稿では未だ触れていなかった中近世日本の複合国家体制について、本稿は日向家の事例を通じて明らかにしていきたい。複合国家に関する近年の日本における研究史については、既に2つの別稿<sup>4</sup>で述べているので、以下ではその論点を踏まえつつ、まず戦国期の国衆と支城制について、次いで天下一統に伴う公儀封建制の成立について、日向氏との関係において分析し、さらに徳川公儀が豊臣公儀を徐々に浸食していく過程を、主に国奉行制に焦点を当てて論じると同時に、伊勢国の独自の土地柄について考えてみたい。

#### 1. 徳川家の五か国支配：国衆領と支城制

戦国時代、日本列島各地に戦国大名が生まれ、それぞれが独自の地域国家を形成したことは周知の事実である。しかし、近年の研究で、その大名領国内には、しばしば戦国大名と同質の一円的支配を独自に行う国衆領が含まれていたこと、および大名がしばしば支城制を通じて領国を統治していたことも、明らかにされている。このように戦国大名領国がモザイク状の複合国家であった点は既に別稿でも紹介したが、日向家の事例に即してその具体例を述べるなら、平山優が論じた大島城防衛体制の事例を挙げることができる。

平山によれば、国衆領は国衆の本領とその本拠(本城)を中核に、一族・家臣らを周辺に配置することで形成された排他的な支配領域のことであり、経済的にも一つの地域世界を作り上げていた。武田氏の領国におけるこうした「領」については、天文期以前の史料には見られず、それ以後には国衆の氏族名もしくは本城名を冠して登場し、武田氏の本国甲斐には郡内小山田氏や穴山氏を除いてほとんど存在しないことを平山は確認しており、領が戦国期固有の領域世界であるという峰岸純夫の説を確認している<sup>5</sup>。

さらに武田氏が甲斐本国以外の武田領国の拠点城郭に武田氏の重臣層を郡司(郡代)として配置し、武田氏御料所、御家人・先方衆(武田氏に従属した他国の国衆)の管理・統制を行わせたことも明らかになっている。すなわち、郡司は拠点城郭の城将として城兵や「相備」の先方衆への軍事指揮権をもち(寄親・寄子制)、管轄領域への行政権(徴税・裁判・警察権の行使や大寺社の興行援助など)を委任され、管轄領域に発給される武田氏の奉書式朱印状の奏者となり、先方衆と武田氏当主との連絡を仲介し(取次)、先方衆に助言も行う(指南)のである<sup>6</sup>。注意すべきは、武田氏は領国の安定・軍事的動員のためにも、こうした国衆領の安定を望んでおり、国衆による家中統制を支援していたと見られることである<sup>7</sup>。それを踏まえつつ、彼は武田氏領国内の国衆領を列挙してゆくのだが、そのうち信濃国伊那郡の部分に大島城領が登場する。

武田氏は1554（天文23）年に伊那郡全体を制圧したが、その後は高遠城と大島城を伊那支配の拠点と見なしている。高遠城はもともと高遠諏方氏の本城であった城であったが、武田勝頼が城代＝郡主＝上伊那郡司として入城し、諏方氏の旧領であった上伊那領・高遠領（中伊那も含む）・箕輪領を支配する拠点となった。上伊那衆は高遠在番を命じられた。

他方、大島城はもともと国衆大島氏（春近衆五氏の一つ）の居城であったが武田氏が接收し、大田切川以南を管轄する城代＝下伊那郡司の拠点と位置付けられた。大島城在番を命じられたのが、春近衆（片切・大島・赤須・上穂・飯島氏）をはじめとする下伊那衆である。ただし大島城を維持するための城領は城の周囲にはまったく存在せず、1571（元亀2）年の信玄時代の普請には、市田松岡氏領（市田・牛牧・吉田郷）・松尾小笠原氏領（松尾、毛賀郷）・下条領（下条、山本郷）・南山領（武田氏が没収した知久氏旧領）・今田郷・知久領（飯沼・南原・河野・田村・林・小河・阿島・富田・虎岩・伊久間）の「郷中之人足」が動員されている。このうち、「国衆領の市田領（松岡氏）・松尾領（松尾小笠原氏）・下条領（下条氏）を除く村々は、武田氏の御料所であり、それゆえに大島城領となった可能性が想定されるという。そして松岡・松尾小笠原・下条氏と知久衆・今田衆らは、大島城の普請を日常的に請け負い、その維持と防衛のために合力することになっていたといえよう」と平山は正当に指摘する<sup>8</sup>。

このように、上伊那郡司の支配する高遠城領は旧国衆領を継承したものであるのに対し、下伊那郡司の支配する大島城領は武田氏が再編して創出したものであった。この背景には、多くの小国衆が維持された下伊那の地域的特性があるだろう。また、伊那郡を上下二郡に分けるのは武田氏独自の行政区分であり、1879年に初めて公式の区分として採用された<sup>9</sup>という。伝統的な地域区分が一応採用されつつ、独自に再編されていることに注目したい。

ところで、武田勝頼は1575（天正3）年の長篠合戦での大敗の直後、予想される織田・徳川の侵攻に備えて武將の配置転換を行うと同時に、信濃国の防衛体制を整えた。同年8月10日付で、武田勝頼が高遠衆の保科正俊<sup>10</sup>に宛てて出した、伊那・木曾郡防衛策にかかわる28か条の「覚」が存在し、そのうちの一条に武田領国での用例の少ない「国衆」の語が登場する。その大意は、「一 大島在城の事は、玄德斎（日向大和守宗栄）・栗伊（栗原伊豆守信重）・小六（小山田六左衛門尉昌盛）が□□すべきであり、其の外秋伯（秋山伯耆守虎繁）同心の国衆（城持ち有力武士）・足軽衆は、小六（小山田）・保弾（保科正直）の下知を守り、昼夜城番を務める事補足、堅固な備えのため、各々表裏無く申し合わせるべきであり、また人数が不足となれば、加勢するべきである」<sup>11</sup>というものであり、ここに日向大和守も登場する。大島城代秋山虎繁が岩村城に籠城中であったため、勝頼は武田信豊と小原継忠を高遠城に入れる一方、日向らをここに配置し、兵糧・物資の備蓄や伊那衆と木曾衆の連絡、狼煙、地下人（有力百姓）の小屋入の準備などを命じたのである。さらに勝頼は、松尾小笠原氏、下条氏、春近衆の当主や家中、村の地下人からも人質を取り、高遠城へ集めるよう指示している。ここからは、勝頼の代わりに国衆を指揮する郡司と周辺国衆との関係の一端がうかがわれて興味深い。

しかし、1582（天正10）年2月、武田一門衆木曾氏の謀叛に呼応して織田信忠軍が信濃に侵

入した際、武田氏複合国家はその脆さを露呈した。横田甚五郎や多くの先方衆が籠城していた高天神城の落城の顛末から、武田氏の軍事的保護が期待できないことを実感した「境目」の国衆は、次々と武田氏を見限り織田氏に従属していった。ドミノのように次々と周辺の城が自落し、地下人も離反する中、大島城に加勢に来たはずの武田逍遙軒信綱<sup>12</sup>や小原継忠<sup>13</sup>・安中七郎三郎<sup>14</sup>・阿江木常林らが逃亡し、日向大和守も息子と共に、戦わずして大島城を明け渡すことになる。他方、高遠城には信玄の五男仁科盛信（信盛）が入り、こちらは徹底抗戦の上で落城している。上記の城領の差異の反映であろうか。3月11日には天目山で武田勝頼父子が滅亡し、日向大和守父子も所領の村山（山梨県北杜市）で自決して、以後旧武田領は織田・徳川方により分割された。国衆の離反は支城支配の自壊と武田家「複合国家」の滅亡に帰結したのである<sup>15</sup>。

ところが同年6月に本能寺の変が起こり、旧武田領は北条・上杉・徳川氏と国衆たちの奪い合いの対象となる。この天正壬午の乱<sup>16</sup>により、甲斐一国と信濃の大半（上杉領である川中島四郡以外）を領有した徳川家康は、ここに五か国を支配する戦国大名となったが、その際に武田遺臣と国衆の果たした役割の大きさを平山は強調する。国衆は大大名に振り回されるだけではなく、この戦いの帰趨を大きく決定づけたのである<sup>17</sup>。そのため、家康はこの乱の最中に武田遺臣や国衆を味方につけるために所領宛行を乱発したが、乱後にはそれを整理して11～12月に豎紙の福德朱印状を発給し、さらに翌1583年閏正月・3月に徳川直参衆と一部甲斐諸将宛てに豎紙・福德朱印状の知行安堵状を発給する<sup>18</sup>。このときに家康は武田信玄近習・直参衆を徳川直参衆（旗本）として編成し知行保証を行うが、その一人が武田信玄の孫信勝の近習であった日向半兵衛政成であった。

徳川の五か国統治時代については、柴裕之が実証的に研究している。柴によれば、徳川領国＝惣国家は重層的複合国家であり、徳川氏直接支配領域（本領国）・支城領国・従属国衆領国から成っていた。日向半兵衛と関連の深い甲斐の国中領（山梨郡・八代郡・巨摩郡北部）は、このうち徳川氏直接支配領域に相当する部分であり（1583年7月以降）、武田氏の統治体制<sup>19</sup>を継承する形で統治された。そこでは、甲斐郡主＝甲府城将である平岩親吉<sup>20</sup>・岡部正綱<sup>21</sup>が国中領諸将と穴山武田氏家中に対して軍事指揮や指南を行い、家康直属の領域担当奉行人（両奉行）成瀬正一・日下部定吉が、その下で現地の政務に当たる甲斐四奉行（市川元松・桜井信忠・石原昌明・工藤喜盛）と共に、知行割・諸役賦課・相論裁許等の国中領の内政を担当し、さらに蔵米衆が直轄地年貢徴収や代官・地頭役の賦課などを行っていた。このように、彼らは互いに軍事と内政を分担し、相互に談合を重ねながら国中領を統治していたのである。

他方、甲斐郡内（谷村）領はもともと武田時代には国衆（「都留郡主」）小山田氏の領国であったが、小山田氏が織田信長に滅ぼされたのち、天正壬午の乱を経て、家康の腹心である鳥居元忠<sup>22</sup>の領国となっている。元忠は8月12日の北条氏に対する黒駒合戦の勝利の功により、1582年11月頃に谷村城主となり、都留郡のうち小山田領を支配する都留「郡主」となった。同地は和睦をしたばかりの北条領国との境目に位置し、家康にとっては信頼できる部下に守らせるべき重要な土地であった。柴によれば、黒印状のみを許された信濃国衆や大須賀康高・河東郡代松井

松平氏らや、印判状を許されなかった平岩親吉・佐久郡主大久保忠世・諏方郡主芝田康忠らとは異なり、元忠が朱印・黒印を使用したとみられることは、領域支配担当者としての彼の地位の高さを示すといひ、郡内における徳川氏による知行安堵・宛行状や七か条定書の欠如とも相まって、鳥居の郡内統治は徳川本領国外の支城領国と見なしうることになる<sup>23</sup>。

日向半兵衛は、この時期に武田遺臣出自の徳川家旗本として、甲斐國中領に所領をもつとともに、家康の戦争に従軍して武功を立てていった。こうして、彼の人脈は武田遺臣のみならず、徳川家中にも広がっていく。

家康は日向半兵衛も参加した長久手の合戦では豊臣軍を破ったものの、秀吉の急速な領土拡大には抵抗できず、結局は彼に臣従する。まもなく秀吉は天下一統を成し遂げ、徳川家を関東に転封する。この転封で、徳川家康のみならず、その譜代家臣や従属国衆たちも本拠地を失い、新たに関東で家康から所領を配分されることになる。ここに豊臣公儀の下、豊臣大名徳川家康は家臣たちに対する支配権を強化して徐々に藩公儀を形成していき、国衆は自律性を失っていく。

こうして大名に立身できなかった国衆は、徐々に大名家臣に同化していくものの、旧国衆領や旧支城領自体はその後も統治単位として存続していく場合があった。その意味では、統治単位としての国衆領・支城領の安定性は、それなりに強いのかも知れない<sup>24</sup>。

## 2. 豊臣包囲網としての国奉行制

上記のように、豊臣秀吉による天下一統は、近世の新たな複合国家体制を成立させる転機になった。その日本独自の複合国家体制は、公儀領主制という用語で呼ばれている。公儀領主制については既に別稿で論じた通りだが、豊臣政権に即して論じるなら、秀吉はその出自の低さをフォローするために朝廷官職を利用しようとし、自身は関白に就任し、武家官位を配分することで大名たちを序列化していった。彼はこの官職と軍事力を背景に、各地に惣無事令を発令して「私戦」を停止し、それに違反する勢力を武力鎮圧していった。さらに太閤検地によって、彼は日本国全土の把握を試み、そこで割り出された賦課の基準となる石高をもとに、大名の転封および「鉢植え化」と、「公儀」御料としての豊臣蔵入地の設定を進めていった。

こうした豊臣公儀は、やがて秀吉死後の豊臣政権内対立を利用する形で、五大老筆頭である徳川家康により次第に浸食され、徳川公儀へと再編されてゆく。まず家康は、他の大老の従属化<sup>25</sup>と、五奉行筆頭石田三成の蟄居を進めつつ、諸大名との取次を徳川優位へと再編する。

次いで、関ヶ原の合戦による勝利は、徳川家康の覇権を決定的にする。まず彼は上杉景勝に謀叛の嫌疑をかけ、豊臣公儀の名の下に、豊臣大名を動員して会津征伐を敢行するが、その途中、上方での石田の挙兵を知り、軍勢を西に戻すことになる。しかし笠谷和比古によれば、その後石田が毛利・宇喜多らを味方につけ、豊臣公儀における自軍の正当性を主張したことにより、家康は豊臣大名らの動向を見据えながら慎重に行動し<sup>26</sup>、徳川軍本体を嫡子秀忠にゆだねて中山道を進軍させ、自身は東海道を西上する。こうして1600年9月に行われた関ヶ原の合戦では、絶えず豊臣方諸將の向背を気にしつつも、徳川家康の率いる東軍が圧勝し、西軍方からの没収高は日

本全国総石高の3分の1を超えた。家康は五大老筆頭として豊臣公儀の名の下に、この膨大な石高の再配分と大名の再配置を自由に行える知行配分権を手にしたのである。

しかし、それは直ちに徳川公儀の盤石化を意味するわけではなかった。笠谷によれば、徳川本体を率いていた秀忠が関ヶ原合戦に遅参したことは、豊臣恩顧大名の武功に徳川が依存したことを意味しており、家康は彼らに大きな恩賞で報いる必要があった。こうして合戦後、徳川家臣と豊臣家臣の協働の下で<sup>27</sup>、豊臣恩顧大名への加増（上記没収高の8割に相当）と、西国への彼らの集中配置が行われ、日本の3分の1の地域に豊臣系国持大名が生まれることになる。この状況は、西国の豊臣勢力を徳川が軽視できない状況を生み出した<sup>28</sup>。

徳川家康はそれを自覚しており、その後も豊臣公儀への配慮を欠かさなかった。天皇の代行者として日本全国に対する一般的な統治権的支配の権限を有する存在である関白職を軸として形成された豊臣公儀に対して、全武家領主に対する軍事的統率権を有する征夷大將軍に1603年に就任した家康は、ここに豊臣の関白型公儀と共存しうる將軍型公儀を形成した、と笠谷は見る。ここに徳川公儀と豊臣公儀という二重公儀が形成され、諸大名は二重封臣関係に置かれたというわけだ<sup>29</sup>。こうした二重公儀体制は、やはり豊臣家臣と徳川家臣の協働の下に行われた、慶長検地の在り方に見ることができる。

1602（慶長7）年、全国の慶長検地の先駆けとして、近江一国検地が行われた。近江は豊臣奉行衆の所領、豊臣蔵入地が多数設定され、伏見・大阪から東国への前線地域の性格も持っていたため、家康にとって最も早くから掌握したい地域の一つであった<sup>30</sup>。この際に北部四郡（高島・伊香・滋賀・栗太郎）の担当者は、豊臣系大名の小堀正次・片桐且元・小出秀政であった。小堀は遠江守政一の父であり、地方支配に精通しており、大久保長安らとも交流があった。片桐や小出は豊臣秀頼の補佐役であり、とくに片桐は豊臣蔵入地を管理する人物である。彼らは「公儀」奉行人として、「公儀」権力としての徳川家康に仕え、この検地に関与した。だが、近江国における要衝の地は、以下の徳川方奉行が検地を行っていることにも、注意が必要である<sup>31</sup>。

大久保長安の影響力が強い大和や美濃と隣接する南部四郡（坂田・愛智・野洲・甲賀郡）検地は、大久保長安系代官である米津清右衛門・林伝右衛門が担当している。大久保長安は武田遺臣で家康に仕え、立身した人物であるが、後述する代官頭や国奉行という地位だけでは説明できない広域的な活動をしており、そのために各地の要所に有能な「公儀」の代官を配属していた<sup>32</sup>。米津は家康側近で、堺奉行や近江国奉行などを歴任したが、後に長安事件に連座して失脚している。林は秀吉家臣であり、1598年の越前の太閤検地奉行として活動した人物だが、長安との関係は密接であった。彼ら2人は、大久保長安中心に計画された、家康の陸上・河川支配の一環としての（林基の推定）1604（慶長9）年の三河国幕領検地では、日向政成と共に活動し、後述する「公儀」普請への扶持米供給を確保している<sup>33</sup>。

中部三郡（浅井・神崎・蒲生郡）の検地では、家康子飼いの家臣である加藤喜左衛門政次が「検地大将」となり、近隣の大名や代官を動員して検地を実施した。動員されたのは、近江・三河代官三浦直正、浅井郡代官・伏見城留守居奉行成瀬正一、伊香郡蔵入地預かりの彦坂光正、伊

勢国長嶋城主管沼定盈，大垣領主石川康通，そして日向政成である。日向は加藤・三浦・彦坂と共に9月の蒲生郡検地を担当しており，曾根勇二は「この検地を契機に近江国内の代官になったかもしれない」と推測している<sup>34</sup>。

このように，家康は徳川公儀と豊臣公儀の一体性を演出しながら，徐々に後者の内実を浸食していった<sup>35</sup>。豊臣勢力圏である西国に公儀普請の城を次々と建設したのもその一環である。江戸幕府は江戸城・駿府城・伏見城・彦根城などの普請の課役を，大名たちに軍役に準じる形で賦課し，太平の世において大名動員体制を整えていったが<sup>36</sup>，1609年，家康は徳川譜代の松平康重を丹波篠山に封じ，天下普請として諸国の大名を動員することにより，篠山城を築城した。同年には丹波亀山城に対しても，譜代大名の岡部信盛を封じ，藤堂高虎らの協力の下に同じく天下普請の形で，亀山城を築城した。この両城は，京都と日本海側とを結ぶ丹波街道沿いの要衝である（家康が従前の西国＝豊臣自治圏とする不介入政策を転換したことを示すものと，笠谷はとらえているが，それ以前から西国には親徳川の豊臣系大名もいた）<sup>37</sup>。

慶長10年代（1605年～）に畿内を中心とする11か国に国奉行が設置されたことも，このような豊臣包囲網の一環としてとらえられる。高木昭作は，大工頭中井家文書<sup>38</sup>等を利用し，備中国奉行である小堀遠江守政一<sup>39</sup>を主に念頭におきながら，国奉行の職務として，領主の区別なくそれぞれ一国全体の農政を監察すること，幕府蔵入地の代官所を預かること，幕府あるいは駿府の法令・指令を国内に触れ渡すこと，国内で新知行を与えられた給人に地方を割付して引き渡すこと，国全体から普請のための夫役（堤普請人夫・千石夫）を徴発すること，寺社の職人支配を排除しつつ国内の諸職人を掌握し，普請の際には畿内の諸職人を統括する中井大和正清に職人を集中させるルートとなること，国絵図・郷帳を作成・管理することなど，「国務を沙汰する」ことを挙げている。高木によれば，国奉行の権限が給地・蔵入地の別なく一国全体を対象としたことは，先進的生産力をもつ畿内周辺に対する「幕藩制支配が，個々の給地を充行われた領主の権限によるのではなく，国家の地方行政組織を通して行われたことを意味しており」，伝統的な寺社の職人支配の排除のためにも，あえて「伝統的な国家観に依拠したものであった」。また，諸大名に対する幕府の公役賦課基準となる，固定的な石高を確定する郷帳の全国的な作製も，国家的な支配・被支配関係という一面を示している。「以上の観点は，幕藩制国家が封建国家であったことを排除するものではない。筆者は，幕藩制形成にあたって，国家の掌握が論理的に平行し，それを前提として太閤検地に基づく全国諸領主のヒエラルヒーへの編成が完成するところに，日本封建制の政治的特質を考えたいのである」と高木はいう<sup>40</sup>。ここで高木が強調するのは，まさしく公儀領主制としての幕藩体制の側面である。

高木は幕藩初期の国家的制度を明らかにするためにこの国奉行制を論じているが，現在ではこの制度は豊臣包囲網としてとらえ返されている。たとえば上野秀治によれば，「国奉行は，一国の中に多くの領主が配置された非領国型の国に置かれ，例えば徳川政権からの指示で大工頭中井正清が扱う建設工事において，大工頭の求めに応じて担当の国から大工や人夫等を徴発する権限を持たされた」と理解されている。ところが，畿内およびその周辺十一か国に限られていること，

豊臣秀頼の領地である摂河泉の三か国が含まれているところから、国奉行設置の目的は豊臣秀頼を封じ込めるためであったと推測できよう<sup>41</sup>ということになる。だからこそ、「秀忠付き家臣より家康直属の家臣を国奉行に指名した方が、豊臣氏側の理解も得やすい」し、摂津・河内・和泉では片桐且元が「徳川・豊臣のパイプ役」として国奉行に起用されることになると上野は推測する。こうした見方は妥当と思われるが、以下では具体的に日向半兵衛政成の活動を通して、その点に迫ってゆきたい。

### 3. 国奉行日向半兵衛政成の諸活動

日向半兵衛が「伊勢郡代」=伊勢国奉行・山田奉行であったことは確かだが、『寛政重修諸家譜』には、その他甲斐や近江でも彼は「郡代」を務めたことになっている<sup>42</sup>。このうち、近江郡代についてはほかに史料がなく、前稿では触れずに終えた。ただし、曾根勇二は先に述べた慶長検地の事例に加え、「君ヶ畑長山下才共、悉伊豆山へ被 召寄候。就其まふにも符を付かへ申候間、明日君ヶ畑へ罷越候」という、1607年頃の日向から大工頭中井正清宛ての書簡を引用し、ここに登場する君ヶ畑が近江国愛智郡にある木地師の里であり、これが駿府城作事関連の木地師動員交渉にかかわる史料とみられることから、この当時日向が近江「郡代」として木地師を動員した可能性を指摘している<sup>43</sup>。なかなか慧眼な指摘であると思うが、これと前掲検地以外に日向が近江郡代であることを示唆する史料はなく、結論は保留せざるを得ない。

他方、甲斐「郡代」としての日向の活動については、1601年2月から大久保長安の下で島田直時と甲府町奉行を務め、また1602～03年には長安の指示により富士川の通船について検分し、京都の角倉了以に報告していることなどがかわると思われる。この後も、彼は甲斐国の統治に関与し、駿河大納言徳川忠長が駿河と甲斐へ封じられた際には、その家臣として配属されることになる。これについては次号で述べる。

残る伊勢郡代=伊勢国奉行・山田奉行としての活動については、まず用語の整理から行いたい。現在の伊勢市に山田奉行が置かれたのは1603年である。初代は長野内蔵允友秀（あるいは友長）であるが、翌1604年以降には日向半兵衛政成も加わり、2人体制となる。当時、伊勢国には上方への通行の便宜から秀吉が家康に与えた領地が7か所あり、そこに伊勢国徳川直轄領の年貢徴収を行う関の伊勢代官、そのもとで伊勢国幕領を支配する四日市代官などが存在した。しかし、山田奉行の任務はそれらとは異なる。山田奉行は外宮門前の山田に役所があったためにそう呼ばれ<sup>44</sup>、伊勢神宮領の裁判、神宮の警備、式年遷宮の統括（遷宮奉行）、鳥羽湊の監視などを管掌した。ただし、山田奉行の任務がそれらに特化したのは、花房幸次による幕領小林村への奉行所移転<sup>45</sup>の後であり、それ以前には山田奉行は伊勢国奉行と呼ばれ、伊勢「国内の水論や山論の裁許にかかわったり、神戸藩主一柳直盛とその領民との対立を仲裁したりしている。しかし、国奉行の大事な仕事として国絵図の作成があげられているが、伊勢国の慶長国絵図は、桑名藩と亀山藩で共同作成しているため、長野らを国奉行と断定してよいかはまだ疑問が残る」と『三重県の歴史』は記述している<sup>46</sup>。このように、もともと山田奉行は伊勢一国を管掌する奉行

であった。この県史では後半部分で、彼らを国奉行とみてよいかどうかについて疑義を呈しているが、『三重県史 通史編 近世1』では「役職就任者が決まった任務を遂行するのではなく、個人に特定の任務が与えられている状態の幕府成立期において、国奉行といわれる人々は、それぞれ担当の国の状況に応じて多様な任務を持っていたのではないかと思われる」と指摘しており、こちらの方が適切であろう<sup>47</sup>。

この伊勢国奉行については、以上に加えて、上野秀治の以下の指摘が重要である。「日向政成・長野友長が国奉行となった伊勢国を見ると、1605（慶長10）年頃作成された伊勢国絵図の下絵ないしは写しから、三重郡に豊臣秀頼の家臣十五人程の知行地、約一万二千二百五十石の存在が知られる。このことから国奉行が置かれた国は、豊臣氏の領地が存在する、といった豊臣氏との関係が深い地域であったのではないかと推察される。徳川幕府が、豊臣氏を支配下に収めるための布石の一つとして国奉行設置を考えればよいのであろう<sup>48</sup>。このように、国奉行には、上記の公的職務のほかに、豊臣公儀への浸食という裏の職務もあったとみられる。その点を踏まえながら、以下で伊勢国奉行としての日向の諸活動について検討してゆきたい。

第一に、神宮領住民の私的な証文に対して、公的な裏付けを与えてその効力を保証する活動がある。長野（長内蔵丞）と日向（日半兵へ）が慶長8（1603）年癸卯5月吉日の日付のある、世古坊政円の売買証文（譲状）に署名・捺印（黒印）を行っていることがその事例である<sup>49</sup>。ただしこれは、国奉行固有の活動ではなからう。

第二に、山田三方衆の自治に対する幕府の統制強化の活動が挙げられる。慶長10（1605）年に比定される11月22日付けの長野（長内蔵友秀）・日向（日半兵一成）から山田三方衆宛ての書状に、山田の御師間での諸国旦那式（職）に関する出入について、三方衆が連判のうえで従来のやり方を式目にして両名に提出し、以後はその式目に従うよう指示している<sup>50</sup>。これを受けて、翌月日向・長野に宛てて山田三方衆は「御師式目」を提出し、紙背に両名の署名・花押を受けている<sup>51</sup>。これは市民の自治への介入であると同時に、伊勢神宮への統制の強化でもあろう。ただし、後代のことではあるが、元和8（1622）年に山田奉行が空席となった際には、宇治・山田の会合衆（町の自治に携わった年寄衆・神宮祠官）は幕府に対し、裁判や処罰に際して奉行が必要であることを訴えている。とりわけ重罪人に対する死罪が、穢れの面で問題になったのだらうと上野はみている<sup>52</sup>。この場合、山田奉行は三方衆の自治の下支えをしていることにもなるだろう。

第三に、神宮領の村による訴訟を国奉行が裁定している。慶長9（1604）年5月3日付けの長野・日向の連判状においては、内宮領中村・楠部村・鹿海村（下三郷）の年寄に宛てて、内宮神路山での用木伐採を禁じる家康の命令を伝えており、「初期の奉行は、幕府領以外の争論の裁許について、家康の指図を仰いだものと思われる<sup>53</sup>。さらに、内宮鳥居前町（上二郷）の領域内で内宮領在方の楠部村の者が草刈りのついでに作物も刈り取ったため、この者を上二郷側がとらえたところ、楠部村、中村、鹿海村の者が対抗して上二郷住民4人を召し取った事件について、長野が公儀の軽視だと三郷年寄中を召喚した書状があるが、この追而書には「半兵他行」という文字が見られる<sup>54</sup>。長野自身も伏見にいた可能性が高いが、日向半兵衛の不在ゆえ、単独で書状

を出したと見られるのである<sup>55</sup>。7月4日付けの長野から慶光院<sup>56</sup>宛ての消息では、「はんひやう殿ちかかニ三かわへ御けんちニ御こしの事に候」ゆえ、その留守に米金を渡すことは難しいため、慶長14(1609)年の神宮の式年遷宮のための山入り(遷宮用材の伐採)と、米金の受け取りを急ぐよう申し入れたうえで、書状への下三郷の返事がないことについてその後の消息を尋ねている<sup>57</sup>。長野(なかのくらのせう)から慶光院(けいく□うゐんさま)宛の7月26日付け消息では、この程度の問題はどこでも起こることなので、楠部村から上二郷に詫びを入れさせるべきことを述べた後、この程度の事件では暇を申し上げがたいので、長野・日向に宇治方面に下って来てほしいという要望には応じられないとして、慶光院の仲裁で決着しない場合には、関係者と年寄衆を自分のもとに送るようにと述べている。その尚々書には、「はんひやう殿ハ御けんちニ三かわへ御くたりニて候」と書かれており<sup>58</sup>、日向半兵衛(半兵=はんひやう殿)が三河国宝飯郡検地のために「他行」していたことが分かる。明らかに彼ら2人は、神宮領内の争いや遷宮に際して、共同で助言や裁許を行っていたのである。

なお、彼らの退任後とみられる元和5(1619)年にも、朝熊川と宇治川が合流する付近の漁場について内宮領の朝熊村と鹿海村が争った際の、朝熊・一宇田両村から山田奉行に宛てた10月4日付け書状の中に、日向・長野の名が登場する。これによれば、津に滞在していた長野に元和2(1616)年11月に朝熊村年寄たちが呼ばれ、漁場争いについて事情を説明したところ、長野は下代衆に新儀は認めない方針で臨むように命じたため、下代たちは翌年3月に隣郷の年寄への聞き取りに基づき、鹿海村に手を引くよう命じた。しかし鹿海村は承服せず、江戸の長野・日向に訴え出ると言い出したため(此上者江戸江罷下、内蔵允様半兵衛様江可得御意旨申上候へハ)、下代は2人への紹介状を持たせたという。しかし結局、両村の争いにより鹿海村は網を奪われ、長野もそれを放置したという<sup>59</sup>。

第四に、伊勢神宮の遷宮奉行としての任務が挙げられる。上記慶長9(1604)年の史料にも遷宮関連の業務があったが、この年から式年遷宮の準備が始められたことが、多くの史料から裏付けられる<sup>60</sup>。その甲斐あって慶長14(1609)年、家康が施主となり、料米6万俵を寄進して行った伊勢神宮の正遷宮に際し、長野と日向が遷宮奉行を務めている<sup>61</sup>。ところがこの際に、内宮と外宮の間に紛争が起り、神宮奉行万里小路孝房・神宮伝奏大炊御門経頼は同年6月4日付けで日向と長野に書状を送っている。彼らはこの紛争により外宮の地曳礎が遅れたことで、9月に予定されていた遷宮が遅延することを憂慮し、本多上野介に相談して上意を得られるよう、両者に要請しており<sup>62</sup>、それを受けた長野は8月13日に、従来通りに執行するようという家康の意を神宮祭主に伝えている<sup>63</sup>。

このように、山田奉行は徳川家康の指揮の下、式年遷宮に関する実務を担当したのであるが、注意すべきはこの遷宮は古代・中世には国家事業として行われており、それを滞りなく実施することが、国家支配者の正当性と関わっていたという点である。「天下人」たる織田信長や豊臣秀吉が財政援助によりそれを再興したことは、この理由によるのだが、江戸幕府は豊臣公儀に対抗する意味でも、この遷宮を自身の主導性の下に実施する必要性があった。「むしろこの遷宮を実

現するために日向政成を山田奉行に加え、奉行を二人役にして強化したのではなかろうか<sup>64</sup>と上野は推測する。遷宮への関与は、決して単なる宗教のみの問題ではなかったのである。

第五に、伊勢国内の知行地の確認の任務が挙げられる。慶長16(1611)年卯月廿日付けの金地院崇伝・円光寺元信から日向半兵衛・長野内蔵允宛ての書状案によれば、「山田世義寺之先達」(同寺の子院威徳院＝大峯山先達寺)が、当時在京していた崇伝のもとに、「知行之訴訟」の取次を依頼してきたが、崇伝は前後の事情を知らないため、取次を断ったという。しかし、「松坂御拜領之帳面」(古田氏の伊勢松坂知行目録か)には未掲載だそうで、日向・長野両人はその事情をご存じであろうから、伊勢松坂城主古田大膳正重治と相談して世義寺のために奔走してほしい、と崇伝らは言う<sup>65</sup>。

第六に、伊勢国内の神宮領以外の地域の領主への働きかけをも、伊勢国奉行は行っている。慶長10(1605)年9月19日付けの松崎与右衛門・村田孫兵衛宛ての松坂城主古田重勝<sup>66</sup>の町並諸役免除状には、「其方両人事、日向半兵衛殿御理ニ付て」との文言がみえ、日向からの申し入れがあったことが知られる<sup>67</sup>。さらに、亀山藩(関一政)領大久保村と菰野藩(土方雄氏)領水沢村との井水争論の裁許に関して、両藩の間では決着がつかず、長野・日向を介して駿河の家康の判断を仰ぐことになり、長野が亀山藩家老佐野内膳に宛てた6月2日付けの書状では、駿府の年寄衆の寄合での様子が報告された。その寄合で長野が争論について報告したところ、井水は大久保村が先に引き、余った水を水沢村が取るようにと言われたが、これでは争論が再発すると述べたところ、水沢村には一切水をやらないと決まったという。その裁許を菰野藩主土方には長野・日向が書面で、佐野内膳家臣を使者として伝え(丹後殿へ兩人方届之状遣候間、其方者を半兵衛、我等之者ニ被成、持せ被遣)、返書を長野に届けさせているが、亀山藩には佐野宛の長野書状だけで済まされたようである<sup>68</sup>。

第七に、大工頭である中井大和正清と連携した、公儀普請のための人材・物資の調達業務が挙げられる。慶長12(1607)～13年の駿府城作事でも、日向が「御本丸御殿御廣ま」を担当している<sup>69</sup>が、慶長17(1612)年5月11日付けの徳川家康から大工棟梁中井大和守正清への墨付により、名古屋城作事奉行として日向らが任命されたことが知られる。そこで名が挙がっている人物は、大久保石見守長安、小堀遠江守政一、村上三右衛門、長野内蔵允、日向半兵衛政成、原田右衛門、寺西藤左衛門、藤田民部、水谷九左衛門光勝の9名であり、うち5名は国奉行である<sup>70</sup>。作事奉行は建築を監督する奉行であり、これ以前の土木工事は既に普請奉行の下で慶長14(1609)年に始まっていた。しかし、名古屋城築城への日向らの関与は、既に慶長15(1610)年には見られる。同年5月19日付けの大久保石見守長安から木曾の山村七郎右衛門宛ての書簡において、「名護屋御普請付而丸木千本可有御進上旨尤候 小堀江 村三右 日半兵 長内蔵丞 右之衆へも貴殿事肝煎可給候由 又書状越候事」という文が見られ、日向らはこの頃から材木の調達にかかわっていたようである<sup>71</sup>。板倉勝重を総奉行として行われた慶長18(1613)年の慶長度内裏の造営においても、長野、米津(後に北見重恒へ交代)、小堀ら国奉行たちと共に、日向半兵衛も10人の作事奉行の一人となり、黒戸・学問所(初めて清涼殿から独立した建物となっ

た)・御清所・日御門を担当した<sup>72</sup>。国奉行はこのように、建築資材の調達や国内の職人の統制に関与しており、それらを大工棟梁中井大和守に滞りなく仲介することも、彼らの職務であったとみられる。

こうした日向・長野の活動について、上野は注目すべき総括をしている。すなわち、長野友長は伊勢国出身で地理等に明るいため、1603年に宇治・山田の庶政、神宮の警備・監視、海上警備を担当し、代官頭大久保長安の影響下にあったとみられる日向政成は、式年遷宮の準備のために1604年から長野を補佐した。両名の発給文書等を見ると、神宮・神宮領内については主として長野が担当し、財務関係の事案で長野と日向の連署が多いように見える。彼らは慶長十年代には宇治・山田以外の伊勢国内の藩領に属する争論にも関与するため、国奉行の性格を有するとみてよいが、長野が主として伊勢国関係の実務を担当する一方、日向は三河・甲斐の案件にまで関与し、広域的に活動しており、伊勢では長野を補佐し、幕府財政(主に歳出)の権限を持っていたとみられる。日向を見る限り、「国奉行は従来いわれている特定の国だけを担当したのではなく、さらに広範囲かつ機動的に活動していた者も存在したと考えた方がよいように思える」<sup>73</sup>。以上が上野の総括であるが、これがどの程度の国奉行に当てはまるのかが問題となろう。

諸説あるものの、上野が述べる通り、日向半兵衛は1617(元和3)年まで伊勢国奉行・山田奉行を務めたようであるが、1613(慶長18)年からは甲斐国も担当し、1617(元和3)年に甲斐国行政担当専任となり、1618年に甲斐国で千石余の加増を受け、翌年には駿河大納言忠長の家臣に編入されている。彼の後任の伊勢国奉行として、1617(元和3)年から水谷九左衛門光勝が就任した。水谷は長野の下代であったとされてきたが、水谷が家康直属の家臣で、1596(慶長元)年頃から伊勢の徳川領で代官を務めており、元和期以前に南伊勢の文書に登場しない点から、上野はその説に否定的である<sup>74</sup>。1605(慶長10)年前後には、彼は四日市代官として四日市陣屋に居住しており、尾張国米野村の年貢についても徴収権を持っていた。1612(慶長17)年には、彼は長野・日向らの国奉行と共に名古屋城作事奉行にも指名されており、上野は彼を伊勢国北部担当の国奉行と考えたこともある。しかし現在では、水谷は1617(元和3)年まではやや権限の大きい四日市奉行で、此の年に四日市在住のまま山田奉行を兼任することになり、これによって伊勢一国の国奉行となったと、上野は考えている<sup>75</sup>。1617(元和3)年とみられる11月8日付けの角屋七郎左衛門<sup>76</sup>宛て日向半兵衛書状は、日向半兵衛が江戸から伊勢へ一時帰った時のものようだが、用事については互いに連絡を取り合うこと、「九左衛門殿」(水谷光勝とみられる)と時々寄合を持っているそうだがそれは肝要であることなどを伝えており<sup>77</sup>、上野はこれを日向が水谷に仕事の引継ぎをした頃のものとして推定している。そのころ、9～10月には水谷と長野は、幕府事業としての内宮宇治橋と風宮橋の造替に関して、その申請者である慶光院周清と交渉しており、水谷はこのために国奉行になったと上野は見ている。この宇治橋は1606(慶長11)年に豊臣秀頼が架けなおしたもので、江戸幕府主導による式年遷宮に対抗したものと見られる。とすれば、このときの水谷の起用による橋の造替は、豊臣による架橋の事実の抹消を意味するものとなる<sup>78</sup>。なお、日向の同僚であった長野も、翌1618(元和4)年に伊勢国奉行を退任し、山岡図

書頭景以がその後任となった。

以上より、伊勢国奉行は、神宮を擁し豊臣家領も含めた多くの領主が配置された伊勢国において、領主の違いを超えた一国単位での業務を担当し、遷宮や個別領主支配の下支えを行いつつ、公儀普請のための資材や食料の流通を管理した。そうして地域支配や流通促進に関与しつつ、彼らは豊臣公儀を浸食していったのであり、それが大坂の陣で完了すると、国奉行の役割もほぼ終わったと見られる。しかし、神宮の統制と鳥羽湊の管理は、伊勢国の土地柄から重要であり、その後、山田に常駐する山田奉行が担当することになるのである。

(以下、次号)

#### 註

- 1 望月秀人「一旗本家の目から見た近世国家——旗本日向家の事例（一）——」（『現代と文化 日本福祉大学研究紀要』141号、2020年9月30日、77～111頁）。
- 2 前稿の修正点として、第一に、美濃郡上郡の遠藤加賀守胤勝への武田信玄からの使者については、日向玄東齋説は既に否定されており、三村兵衛尉だと考えられる（柴辻俊六「戦国期武田氏の「指南」の様態と機能」『武田氏研究』61、2020年3月、1～13頁のうち、7～8頁）ので、前稿の記述を訂正したい。もっとも、このことにより、日向と三村との関係も新たな論点として浮上してくる。また、最近の三重大学等での忍者研究の進展を考えると、武田の諸国御使者衆と忍者との関係も気になるところである。

第二に「甲陽之産玄東齋主宗立禪人」が晩年の1589（天正17）年9月に、鉄山という僧に肖像への画賛を依頼している史料が残されている（鉄山集、山梨県編『山梨県史 資料編6 中世3下 県外記録』山梨県、2002年、628頁）が、前稿では書き落としている。数少ない玄東齋関連史料であり、この間の研究成果を集大成した柴辻俊六・平山優・黒田基樹・丸島和洋・柴裕之・鈴木将典『武田氏家臣団人名辞典』（東京堂出版、2015年）にも掲載されているほどであるので、ここで補足ではなく訂正扱いとしたい。

第三に鄙田青江に関する前稿の記述は、福永酔剣『日本刀大百科事典』第4巻（雄山閣、1993年）、249～250頁の記述を踏まえており、全体的論旨としては誤りではないが、史料の引用間違いと、最後の問題提起に関する訂正がある。私が見た本阿弥家史料は、本阿弥市郎兵衛編、源長俊写『名物帳』（1779＝安永8年写）であり、そこには鄙田青江の項に、「越中富山ヨリ出ル鄙田半兵衛所持致申伝」とある。前稿では私の勘違いにより、誤った形で引用しているので、ここで訂正したい。

さらに、『小笠原忠真一代覚書 坤』冒頭には、以下の記述が登場する。「右近様御舅入の時、御持参成され、右衛門佐様へ置かれ候御腰物青江（？）にて御座候、古へ家康公の御道具にて御座候、駿河大納言様へ公方様より置かれ候所、重々の子細御座候いて、日向半兵衛殿へ御手前に御取り持候を右近様御聞き及び成られ、様々御手を入れられ、御所望なされ候、此の刀世上に隠れ無き大わざの由にて御座候、右近様御秘蔵に思し召し、御身を離しなされ候、美名を願ひ山風（嵐？）と御付け成され候処もたまらぬとの御□也。加様に御秘蔵成され候得共、御初めての御婿にて御満足に思し召し、進められ候」。この史料については、既に一次史料の複写を北九州市立図書館より取り寄せたが、勇伊宏『小笠原忠真一代覚書一乾・坤—～読み下しと関係資料注釈～』（自筆本、1998年、翌年改訂）の坤（2）～（3）を解説の参考にした。ここでは、もともと家康のものだった鄙田青江らしき刀が、その孫の忠長の手へ渡り、さらに忠長事件の後、日向半兵衛の手へ渡ったが、小笠原長時と徳川家康のひ孫に当たる小笠原右近大夫忠真（母は徳川信康の娘）がそれを所望したため、小笠原家に譲られ、さらに彼の娘婿に譲られたことが明記されている。この史料を見る限り、本阿弥家史料に出てくる鄙田は日向半兵衛で確定してよいようであるが、会津藩士日向半之丞と同じ名を記す史料も存在する点については、単なる偶然の一致あるいは史料の読み間違いにすぎないのかどうか気になる。なお、

上記『日本刀大百科事典』第4巻250頁によれば、畠田青江について「古い『享保名物帳』には、後の恒次で、名物に入るほどの物にあらず、と注記している」そうである。

- 3 前稿の補足として、第一に『甲陽軍鑑』の情報源については、黒田日出男『『甲陽軍鑑』の史料論 武田信玄の国家構想』（校倉書房、2015年）が、オーラル史料としての『甲陽軍鑑』に注目しつつ、信玄の目付・横目など、いくつか情報源が推定されるような叙述をしており、本稿にとっても有意義な知見を提供してくれる。彼は日向も含む、武田家の多様な使者についても『甲陽軍鑑』を典拠として論じており、武略と対になる「計策」の在り方やその担い手など（245頁以下）の点でも彼の研究は意義深い。ただし研究史整理に関する、前稿での私の黒田批判には変わりはない。

第二に四国への玄東齋の遣使について、『神宮司廳（大正二年五月）蔵版 古事類苑 地部二』普及版（吉川弘文館、1976年）の「地部二十九讃岐國」828頁は、「南海通記十」を引用して言及している。これは香西成資『南海治乱記』第7巻の「武田信玄間使來四國記」を踏まえて書かれている。それによれば、元龜2（1571）年春、信長包圍網の一環として武田信玄が西上することを、大坂本願寺が四国の門徒中に伝え、信玄への呼応をその領主に働きかけるように命じた。その際、「是二因テ信玄ノ使者八重森因幡守日向玄桃齋ニ案内ノ使僧ヲ添テサシ遣ハス所也」と書かれており、彼らは讃州引田浦から西に向かい、香西郡笠居郷ノ末寺常福寺に逗留し、そこの領主、伊予の河野、宇都宮、西園寺、土佐の長曾我部元親、阿波の三好長治（長慶の甥）に歓迎され、目的を達して帰ったという。本書は、甲州流軍学の印可を小幡景憲から受けて、1682年以降福岡藩の黒田忠之に仕えた讃岐出身の著者が、史書や隣里の老翁の説を踏まえて1663年から執筆し始め、1718年まで補訂し続けた軍記物であるが、元龜2年当時、信玄はまだ信長への敵対を公にしてはおらず、三好も婚姻を通じて信長への敵対から協調に転換する過渡的な時期にあったようであり（天野忠幸『三好一族—戦国最初の「天下人」』中公新書、2021年、145～152頁）、やや時代状況にそぐわない記述であるように思われる。なお、著者経歴等は香西成資原著、伊井春樹訳『南海治乱記（上） 動乱の南海道』教育社新書原本現代訳、1981年、13～40頁によるが、同『南海治乱記（中） 長曾我部元親の四国統一』巻の七（十一）、32～33頁の上記部分の現代語訳では、日向らの名は省略されている。

第三に最近の『甲陽軍鑑』再評価の流れの中で、日向藤九郎の戦死場所が松山城だという説が再評価されているが、高野山成慶院の「武田御日牌（坏）帳」自体には「甲州辺見在名日向藤九郎源昌成／天翁宗高禪定門 五月六日 霊位／永祿七年三月廿一日 於上州倉賀野討死」（山梨県編『山梨県史 資料編6 中世3下 県外記録』山梨県、2002年、902頁）と書かれているので、私はそれに従いたい。

第四に「上杉家臣」新津氏出身とされる日向玄東齋の出自については、以下の点を補足したい。まず、信濃国では二人守護（半国守護）が続き、守護家が固定しなかったために、国人の將軍直属指向が強く、守護からの自立性が強かったようだ。15世紀半ば、信濃守護の權威は地に墮ち、1477年時点では上杉房定と小笠原政秀の二人が信濃守護と見なされた。この上杉氏は60年代から信濃に權益をもち出兵もしている一方、享徳の乱では信濃・越後の上杉方軍勢が鎌倉方足利成氏を攻めている。とりわけ佐久地方は上野・武蔵と国境を接し、関東管領との関係が最も密接な地域であったが、大井氏（隆景・貞隆の系統）は足利成氏を保護した京都扶持衆であり、1527年には佐久郡乱を起こして伴野貞慶を駆逐し、後の武田信虎の佐久進軍のきっかけをつくっている（古川貞雄・福島正樹・井原今朝男・青木歳幸・小平千文『長野県の歴史』山川出版社、1997年、120～123、131頁）。丸島和洋も、関東戦国時代の始まりである享徳の乱（1454～82年）の際、堀越公方方について古河公方と戦った越後守護上杉房定は越後衆・北信濃衆も指揮下に組み込み、「軍事支援を通じて北信濃に影響力を確保し、文明年間（1469～87年）までに信濃半国守護と誤解されるほどの基盤を確立し」、「戦国大名化」していったとみている（丸島和洋『列島の戦国史5 東日本の動乱と戦国大名の発展』吉川弘文館、2021年、10～12頁）。「上杉家臣」新津右京亮が玄東齋幼少期に岩村田で討ち死にしている背景は、私見ではこの辺りにありそうに思われる。なお、櫻井彦『信濃国の南北朝内乱 悪党と八〇年のカオス』（吉川弘文館、2021年）も、時期は少し前だが参考にはなる。

第五に、武田信虎と日向玄東齋が会見した日と『甲陽軍鑑』が伝える永禄六年正月には、信虎は在京して言継と正月の挨拶を交わしており、そのことが会話内容に加えて、丸島らがこの会見を否定する根拠となっている（丸島和洋「追放後の武田信虎とその政治的地位」『武田氏研究』62, 2020年07月, 1～14頁, 8頁）。ただし、黒田日出男も認めるように、そもそも『甲陽軍鑑』に年次の誤りが多いことは明らかであり、また武田信玄の駿河侵攻時点で多くの駿河の武将が今川氏真から離反していることも事実であるため、私は年次の誤りでこの記述を全否定する気になれないのである。

第六に、既に別稿でも触れた通り、武田信玄生誕500年記念の2021年には、山梨県で様々な企画が行われたが、その一環として、石和温泉武田二十四将の宿という企画も実現し、旅館笛吹川が日向昌時の宿として指定されている。同様に、金子修介・宮下玄霸監督の映画「信虎」（ミヤオビピクチャーズ, 2021年）も上映されたが、そこでは身延山にかかわる妙見の秘法というオカルトの展開はともかくとして、冒頭で清郷流号扮する日向玄東齋が登場することが注目される。

- 4 拙稿「複合国家論の射程～近世北西ドイツ・ニーダーライン地方の事例～（1）」（『日本福祉大学経済論集』57号, 2018年9月30日, 83～95頁）；拙稿「複合国家論とは何か—当座の理論的整理—」（『日本福祉大学経済論集』64号, 2022年3月31日, 17～37頁）。後者は本来、前者の（2）となるはずであったが、この間の日本における複合国家論の議論の深化を再度ふまえ、前者であまり触れなかった私の師にかかわる研究をも補足したうえで、さらに本稿のために中近世日本の複合国家に関する研究動向についてもまとめたので、あえて（2）としなかった。ただし、後者は前者の補足的な論考であるため、後者のみでは研究史として中途半端なものである。

そこでも註で触れた、私の師岩井淳の学問的業績に関する静岡大学での私の研究会報告は、最近『歴史教育の地域的基盤を構築する教材・教授方法の実践と高大連携の進展——2021年度人文社会科学部学部長裁量経費成果報告書』（静岡大学, 2022年）の一章として刊行された。ピューリタン革命概念について講義でも触れているような人が、研究会当日に見当はずれな批判をすることがあるらしきことに若干の違和感を感じているが、その点は当座はおく。

これらの刊行後、皆川卓「複合国家論に見る近世ブリテンと大陸ヨーロッパの間——岩井淳・竹澤祐丈編著『ヨーロッパ複合国家論の可能性——歴史学と思想史の対話——』を通して見る——」（『歴史学研究』No. 1024, 2022年7月, 48～56, 60頁）が出されたことも付記しておく。この書評では、思想史の文脈をふまえていないことから私があえて分析を控えたアイルランドの分析についても、ブリテン・アイデンティティとの関係で取り上げている。なお、皆川が当日の講演に参加していなかったこと（54頁）が、私との見方のズレの原因ともなっているようだが、概して彼の分析を私は支持している。

その他、小川幸司・成田龍一編『世界史の考え方（シリーズ歴史総合を学ぶ①）』（岩波新書, 2022年）, 315頁以下で、私がこの間一貫して強調してきたn地域論の意義が説かれていることも補足したい。なお近年、平和的なデモについては「党派的背景」を邪推する一方、イスラーム原理主義のテロなど宗教の問題性については口を閉ざす「研究者」が増えているが、宗教右翼間の内ゲバとも言うべき安倍元首相暗殺は、こうした状況に重大な問いかけを行っている。

- 5 平山優『戦国大名と国衆』（角川選書, 2018年）, 90～91頁。  
 6 同上書, 232頁以下。前稿で丸島和洋の研究も挙げてある。  
 7 同上書, 287～290頁。  
 8 同上書, 125～137頁。柴辻俊六・黒田基樹編『戦国遺文武田氏編』第三巻, 東京堂出版, 2003年, 74～75頁, 1675号史料「武田家朱印状〔城普請申付〕（続紙）」（元亀二年三月十七日付け秋山伯耆守虎繁宛て）。  
 9 同上書, 128～129頁。  
 10 保科正俊は正光（保科正之の養父）の祖父であり、会津藩家老西郷頼母家の祖である。なお、近年、平和的なデモについては「党派的背景」を邪推する一方、イスラーム原理主義のテロなど宗教の問題性については口をとぎす「研究者」が増えているが、宗教右翼間の内ゲバとも言うべき安倍元首相暗

殺は、こうした状況に重大な問いかけを行っている。

- 11 柴辻俊六・黒田基樹編『戦国遺文 武田氏編』第四巻，東京堂出版，2003年，31～33頁，2514号史料「武田家朱印状〔軍役覚書〕（続紙）」。
- 12 前稿でも触れた通り，武田道暲軒信綱は武田信玄の弟であり，尾張三枝（日向）家の祖とも伝承された人物である。彼は「甲州武田法性院信玄公御代惣人数事」によれば80騎を率い，4組の組衆を管掌していた（『甲陽軍鑑』巻八，軍法上巻十七，174，189頁）。
- 13 小原継忠は1576年の年貢請取証文（面付手形）に，今井信衡や日向玄東齋と共に署名している。
- 14 黒田基樹『増補改訂 戦国大名と外様国衆』（戎光祥出版，2015年，原著1997年），第二章「安中氏の研究」（71～102頁）参照。
- 15 平山優『武田氏滅亡』角川選書，2017年，106頁以降。
- 16 日向政成は8月に大野砦を守備しており，雁坂峠から侵攻してくる秩父方面の北条軍＝鉢形兵を，「北谷表」（湯の平，川浦周辺）で8月17日に迎え撃っている（平山優『天正壬午の乱 増補改訂版』戎光祥出版，2015年，257～260頁）。
- 17 平山同上書による。
- 18 「この時，徳川氏より再安堵がなされなかった者は，武士にならずに百姓として村に残る道を選択することとなった。甲斐における武士身分か百姓身分となるかの岐路はこの時であったと推定される」（平山優「山本勘助一族とその時代—乱世から太平の世へ—」山梨県立博物館監修，海老沼真治編『山本菅助』の実像を探る』戎光祥出版，2013年，125～142頁，140頁註5）。
- 19 柴辻俊六「戦国期武田氏領における「代官」の諸様態」（『武田氏研究』58，2018年7月，46～57頁）は，武田氏関係史料における「代官」の語の語義を分類し，給人領・寺社領内での代官，寺側寺領管理者の代官，軍役としての城番の代官，都市部での商人頭による段銭徴収の請負代官と共に，勘定所支配下の狭義・広義の職制代官を挙げている。そのうち，歳前衆は歳奉行・御歳衆ともいい，4人の歳前衆頭が30人前後の歳前衆を支配し，御歳財務・換金・輸送を行っていたという。
- 20 平岩は家康の腹心であり，八代郡内に所領を持っていた。彼を甲府城将あるいは甲斐国中郡主と表現する理由は，彼が自身の所領以外では内政を管轄しておらず，領国制的公事（国役）の收取に携わっていないため，甲府城代とはいえないためと柴は指摘している。
- 21 岡部は1583年11月8日に死去している。
- 22 鳥居元忠の孫娘が日向半兵衛政成の嫡男政次に嫁ぎ，3代目の正知を生んだことは，前稿で触れた。
- 23 柴裕之『戦国・織豊期大名徳川氏の領国支配』（岩田書院，2014年），263～322頁。これらの地域に対して，穴山武田氏の甲斐河内領・江尻領は，本来は国衆領として自律的な支配を認められていた。しかし，本能寺の変の際に穴山信君が殺害され，その子勝千代（信治）が幼少であったために，穴山武田氏は軍事面では徳川氏の従属下に置かれた。ただし，内政面ではその後も河内領の自律的支配は維持されている（同上書，323～346頁）。この穴山遺臣がその後，武田信吉・水戸頼房という家康の息子たちに仕え，水戸藩士となったことはよく知られている。その他，奥三河の奥平氏領と同様，信濃国伊那郡も田峯菅沼氏の国衆領国であり，徳川氏への従属下で独自の支配が行われていた（同上書，235～262，347頁以下）。
- 24 平山優は戦国期の国衆領と近世の領がしばしばズレることを指摘しつつも，「それでも近世の「領」が戦国期の「領」を前提にしていることは紛れもない事実といえ，国衆の領域支配が達成した地域秩序（郷村のまとまり）が，その編成に大きな影響を与えたことは確認できるであろう」とする（前掲『戦国大名と国衆』，148頁）。拙稿「複合国家論とは何か」では，国衆の消滅過程について論じる一方，この旧国衆領・支城領の地域的枠組みとしての安定性については触れていなかったため，ここで訂正したい。ただし，その「自律性」の強さがどのような地域的要因により規定されるのかを，多面的に考察し比較する必要がある。前掲皆川卓の書評論文では，複合国家論を単一国家への発展史に収斂させることが正当にも批判されているが，本稿でもその点に留意しつつ，各地の地域性等を重視したい。

- 25 秀吉が秀頼を託した前田利家の死後、家康は前田家に謀叛の嫌疑をかけて江戸に人質を出させ、従属させている。彼は次いで上杉景勝にも同様の嫌疑をかけたが、これが関ヶ原合戦の引き金になったことは周知のとおりである。また宇喜多秀家は、秀吉死後には宇喜多家中を統率できず、その内紛に苦しまれていた。渡邊大門『誤解だらけの徳川家康』（幻冬舎新書、2022年）、168～169頁によれば、七将による石田三成「訴訟」事件の処理のさい、毛利輝元は家康の下位に立ったという。
- 26 笠谷和比古『戦争の日本史 17 関ヶ原合戦と大坂の陣』（吉川弘文館、2007年）は、小山の評定での豊臣方武將の誓約が、上方情勢の情報伝達の遅れにより、不十分な情報の下で行われたことを問題化し、それがその後の家康の不自然な行動の原因になったと正当にも考えている。
- 27 領地配分の主体が家康か秀頼かという問題は、意図的に曖昧にされており、領地宛行の判物・朱印状類は一切発給されていない（笠谷同上書、156～158頁）。西軍について片桐且元は、豊臣家家老として加増され、徳川方の彦坂元正、大久保長安、加藤正次と共に知行目録を発給した（曾根勇二『片桐且元』吉川弘文館人物叢書、2001年、101～120頁.）。
- 28 笠谷同上書、152～165頁。笠谷は、一政権が日本列島全体を一元的に統治したためにはないとして、「関東、奥兩國迄、惣無事の儀、今度家康に仰せつけられ」という秀吉政権の言葉に見られるように、「関白秀吉の政権において家康に東国支配の任務が委ねられたことに呼応する形で、家康と徳川幕府が豊臣家に西国方面の豊臣系諸大名とその領国に対する管理責任を委ね、幕府は豊臣家を通してこれらの地域に対する支配を及ぼすという間接的な方式を選択した」（164～165頁）と解釈するが、私見では、豊臣公儀への配慮の必要性自体はわかるものの、ここまで言っているのかどうかには疑問が残る。ただし、このように豊臣系大名（親徳川派もいる）を固めたうえで、その後徐々に彼らの間に楔をうっていき、豊臣公儀を浸食していくさまはうかがえる。なお、江戸幕府初期において江戸の統括の下、東国と西国を分けて統治するありかたが、徳川直轄領支配二分体制や畿内西国支配のための合議機関である八人衆（永井尚政・直清兄弟ら）の設置にもみられることは、既に朝尾直弘『近世封建社会の基礎構造』（御茶の水書房、1967年）、第五章（303～354頁）でも論じられている。
- 29 同上書、172～173頁。豊臣系武將も徐々に徳川家に接近していく中、豊臣家の軍事的實力については議論の余地があるとしても、太閤遺児としての秀頼の権威そのものには確かに公儀と呼ぶべき側面があるであろう。渡邊大門前掲書、266～286頁では、家康の具体的な政策や実態としての権力の強さを論拠に、二重公儀体制＝「関ヶ原体制」を慶長8（1603）年迄とみるが、これは秀頼の権威を軽視しすぎであろう。「公儀」はまさしく觀念上の権威の問題も含むテーマである。
- 30 前掲曾根勇二『片桐且元』、128～131頁。
- 31 同上書、129頁。
- 32 大久保長安や「長安系の代官」が畿内やその周辺に配属されたのは、家康が「国奉行の支配行使権を支える」ために「扶持米供給地である幕領を掌握しておく必要」があったから、つまりは流通機構を掌握しておくためであったと曾根はまとめる（曾根勇二「片桐且元と大久保長安系の代官について——「初期徳川政権」の実態把握の試みとして——」『日本歴史』第507号、1990年8月号、40～56頁、ここでは53～54頁）。
- 33 1604（慶長9）年の三河国検地では、各藩領の検地は各藩の家臣に任せたとあり、幕領のみを米津清右衛門、林伝右衛門、日向半兵衛が検地奉行として担当している。林は八名郡・渥美郡を、日向は宝飯郡北部を、米津は碧海郡・設楽郡・宝飯郡南部を担当しており、曾根勇二は近江検地や大久保長安との強い関係、木曾材搬出に伴う矢作川開削事業（長安の指令で米津が担当）との関係、佐和山・伏見城普請のための扶持米供給との関係を指摘している（前掲曾根勇二『片桐且元』吉川弘文館、2001年、132～135頁）。
- 34 日向自身も大久保長安と関係が深い（ただし長安事件には連座せず、栄転している）、伊勢国奉行を日向と同時期に務めた長野友秀も近江山中代官を務め、長安系代官とすべきだと曾根は述べる。長野と日向の活動からは、大久保長安との密接な関係、伊勢と近江の密接な関係がみえてくる。
- 35 笠谷は「家康が関ヶ原以後の時代において、徳川、豊臣の両家協調の平和共存を願っていたことを

疑ってはならない。家康は関ヶ原合戦における自身の勝利にもかかわらず、その秀頼と豊臣家に対する優待と尊重の姿勢はどこまでも誠実であった。「そこまでせずとも」と当時の人々も感じていたし、今日のわれわれから見ても一点の非のうちどころの無いほどに立派な態度であった」が、「彼が自己の死と、徳川の行く末に思いを馳せめぐらせたとき、もはやきれいごとでは済まされなくなってしまったということであろう」（笠谷前掲書、198頁）と述べているが、私見では、むしろ関ヶ原の直後から、家康は徳川公儀の基盤固めと豊臣公儀への浸食を考えていたと考える方が自然に感じる。むしろ、豊臣家滅亡を志向していたとまでは言い切れないが、豊臣家を徳川公儀優位の下で従属させることを狙っていたと見られる。

- 36 笠谷同上書によれば、江戸幕府は豊臣秀頼には軍役に準じる普請役（将軍と大名の間の主従関係の現れである大名お手伝い普請）を賦課せず、代わりに1607（慶長12）年の駿府城普請では、幕領・私領の別なく一國平均にその領民に対して賦課される、国家行政的租税としての国役を課して、将軍家への臣従強制を差し控えた（181～182頁）。また、1606（慶長11）年の江戸城天下普請には、秀頼が動員されていないだけでなく、家康付き幕臣2名、秀忠家臣4名と並んで、秀頼家臣2名が公儀普請奉行として参加しており、豊臣家はむしろ公儀を分有していた（182～184頁）。
- 37 笠谷同上書、198～199頁。
- 38 『史学』37-1～46-1（1964～74年）のうち、40-1（1967年）、152頁；高橋正彦編『大工頭 中井家文書』慶應通信、1983年、147～148頁「137 国々諸事触下覚 写」；谷直樹・深田智恵子編『大坂の陣と大坂城・四天王寺・住吉大社の建築 世界遺産をつくった大工棟梁——中井大和守の仕事（II）』大阪市立住まいのミュージアム（大阪くらしの今昔館）、2012年、29頁。中井大和守正清は1600年に五畿内近江6か国大工大鋸支配を命じられた大工棟梁で、禁裏・駿府城天守・方広寺大仏殿・東照宮・増上寺などの建築に従事し、名古屋市大和町にもその名を残した。
- 39 小堀政一については、とりあえず森蘊『小堀遠州』（吉川弘文館人物叢書、1988年）を参照。
- 40 高木昭作『日本近世国家史の研究』（岩波書店、1990年）、第III章61～105頁（初出1976年）。
- 41 上野秀治「江戸時代初期山田奉行設置の意義」（上野秀治編『近世の伊勢神宮と地域社会』岩田書院、2015年、245～278頁）、248頁。本稿はこの論文に負うところが大きい。
- 42 「慶長七年伊勢、近江、甲斐國の郡代をつとむ」（『新訂寛政重修諸家譜』第四、179頁）。
- 43 曾根勇二「片桐且元と大久保長安系の代官について——「初期徳川政権」の実態把握の試みとして——」『日本歴史』第507号、1990年8月号、40～56頁、ここでは48頁。前掲高橋編『大工頭 中井家文書』156～157頁「146 日向政成書状」；中井正知・谷直樹・山本紀美・戸柱美智代編『天下人の城大工——中井大和守の仕事III——』大阪市立住まいのミュージアム（大阪くらしの今昔館）、2015年、89～90頁「日向政成書状」。
- 44 山田（ようだ）奉行は、貞享のころまでは伊勢町奉行、伊勢郡代などとも呼ばれていた（『宇治山田市史』上、1929年、157頁）。高木前掲書、94頁。なお、安岡親毅（倉田正邦校訂）『三重県郷土資料叢書第85集 勢陽五鈴遺響5 度会郡』（1978年、原著正保4年＝1647年か）の「度会郡巻之四」に、下中之郷町の等観寺付近の「野ノ世古」＝「本坊ノ南ニアリ 慶長九年山田奉行日向半兵衛尉在庁ノ旧地ナリ」（65頁）、曾彌町字高柳の「役所世古ハ慶長八年山田奉行長野内蔵允交替ノ官庁ナリ」（68頁）とある通り、伊勢にも長野・日向の公事役所跡はあるものの、「史料から、日向は勿論、長野も神宮近辺に常駐していたとはみられず、家康の膝下（伏見や駿府）に居を構え、必要に応じて伊勢国へ出張してきたものと思われる」（上野前掲論文、257頁）。「山田には下代を置いて事務に当たらせていた」（272頁、日向の手代は山崎十右衛門政豊。ただし、等観寺前にある伊勢市立図書館が所蔵する手稿資料集『宇治山田市史資料59 政治篇18』（1928年、中身は政治篇22）所収の「舊記拔萃」「山田三方諸舊例 並判例集」「神領歴代記上」、『宇治山田市史資料57 政治篇16』（1928年）所収の「諸事古格覚書写」「神都古傳」「山田之御代官」「山田御奉行所控」では、日向の手代ないし家老は、三崎重蔵、三崎重右衛門、三崎十右エ門、三崎三右エ門、三崎重兵衛、三崎重右衛と書かれている）。実際、駿府図（静嘉堂文庫蔵）、駿府古絵図（静岡県立中央図書館蔵）、駿府図（国立歴史民俗博物館

- 蔵秋岡コレクション)を見る限り、駿府城のすぐ前に(城の西方、呉服町の北側に、徳永左馬、藤堂和泉守の邸宅に挟まれて)日向半兵衛の屋敷が与えられている(『大御所四百年祭開催記念 図録・博物館 徳川家康と駿府大御所時代』静岡市、2008年、53、55、92頁;原田伴彦・西川幸治・矢守一彦編『中部の市街古図』鹿島出版会、1979年、図版1)。現在の静岡市役所前、静岡中央警察署辺りとみられる。
- 45 このときに山田奉行所が常置され、与力・同心が附属された。この前後の山田奉行は船手=水軍と関係の深い人物であり、その背景には、鳥羽藩九鬼氏の転封、段階的な「鎖国」政策の深化があったとみられる(上野前掲論文、269～270頁)。
- 46 稲本紀昭・駒田利治・勝山清次・飯田良一・上野秀治・西川洋『三重県の歴史』(県史24)山川出版社、2000年、2015年第二版、168～171頁。
- 47 『三重県史 通史編 近世1』(三重県、2017年)、240頁。
- 48 上野前掲論文、249頁。笠谷は『三重県史』における上野の慶長伊勢国絵図分析を引用し、本絵図には「大名と対等に、豊臣秀頼の家臣の名前が村ごとの領主名として記載されている」ことから、「豊臣家が家康の指揮を受けるような並の大名とは異なり、その上位に立つ存在である」ことを示していると位置付けている(笠谷前掲書、178～179頁)。笠谷はさらに、「豊臣秀頼家臣の知行地は秀頼の領地とされている摂河泉三国を超えて、西国諸国において広範に分布していたであろうことが予測される」とし、「ともに国奉行設置国である伊勢と備中に豊臣直臣団の知行地の所在していたことが確認される点からして、自余の国奉行設置国にも分布していたのではないかという予測が生じてくる」と述べており(笠谷同上書、180頁)、上野と同様の認識を示している。ただし、渡邊大門前掲書、271～272頁は、その実証不足を批判し、「豊臣給人の知行地は関東周辺の旗本領ほどの広域性や密度はなかったであろう」と指摘している。
- 49 三重県編『三重県史 資料編 近世2』(三重県、2003=平成15年)、933～934頁(197 讓渡の護摩堂を世古坊と改称の証文写)。高木は「この奥印の他には、判もとを保障する何ものもこの讓状にはないことを考慮するなら、その加印の時点は、讓状作成と同時点であったと考えることができる」として、日向がこの時点で伊勢の訴訟担当者になっていたと推測するが(高木前掲書、95頁)、上野は慶長8(1603)年の証文に後から国奉行の保証を求められた可能性もあるとして、これを批判する(上野前掲論文、251頁)。
- 50 三重県編『三重県史 資料編 中世1(下)』(三重県、1999=平成11年)、343頁(三日市大夫文書 五 長野友秀・日向一成連署書状(折紙))。
- 51 同上書、341～342頁(三日市大夫文書 三 御師職式目)。手稿資料『宇治山田市史資料55 政治篇14』(1928年。中身は政治篇17)には、その他「宮川兩渡舟之儀ニ付本多上野介様ヨリノ御状」「宮川兩渡舟役御赦免ニ付日向半兵衛様長野内蔵允様ヨリノ御状」「(諸事古法等之書附写二)」や、「御四判被下置候節日向半兵衛様御状寫」「(山田三方諸事古法等之書附寫)」などが掲載されている(後者は同資料59にも収載されている)。
- 52 上野前掲論文、269頁。「完全な自治を行なって幕府の方針ともし相違する裁許をすれば、幕府の介入を招くことにもなりかねない」ため、犯罪人の処刑や三方で解決しがたい問題についてのみ奉行に裁いてもらおうとしたと、伊勢市編『伊勢市史第三卷近世編』87頁は述べている。
- 53 上野前掲論文、251頁。上野は橋本石洲(隆介)『伊勢山田奉行沿革史』(雲夢園、1977年)、48頁から引用しているが、この史料の原本・写本とも実見しておらず、橋本の誤読の可能性を指摘している(276頁註19)。
- 54 前掲『三重県史 資料編 中世1(下)』、943頁(慶光院文書149 長野友秀書状(折紙))。
- 55 上野前掲論文、252頁。
- 56 慶光院は現在の祭主宿舎(内宮門前御祓町)にあった尼寺で、戦国時代に中断した伊勢神宮の式年遷宮(内宮は1462～85年、外宮は1434～1563年の間中断)を、勧進により復活させたことで知られる(恵良宏「よみがえる式年遷宮」伊勢・志摩の歴史刊行会編『図説伊勢・志摩の歴史』上巻、郷土

- 出版社, 1992年, 138～141頁). 伊勢市編『伊勢市史第二卷中世編』伊勢市, 2011年, 542～588頁等にも当然登場する.
- 57 前掲『三重県史 資料編 中世1(下)』, 925～926頁(慶光院文書110 長野友秀消息(折紙)). 上野前掲論文, 253頁.
- 58 前掲『三重県史 資料編 中世1(下)』, 900～901頁(慶光院文書71 長野友秀消息(折紙)).
- 59 三重県編『三重県史 資料編 近世3(下)』(三重県, 2012=平成24年), 363～364頁(97 朝熊川宇治川落合漁場争いにつき朝熊村一宇田村口上書).
- 60 前掲『三重県史 資料編 中世1(下)』において, 遷宮関連で, 慶長14(1609)年?西12月19日付け外宮頭工等(外宮頭中, 頭代中, 小工中)申状案(228頁), 慶長14年12月17日付け外宮頭工等請文案(233～234頁), 7月27日付けの慶光院宛て日向一成・長野友秀連署消息(折紙)(904頁), 慶長14戊酉暦10月23日付けの両宮遷宮日時定陣儀下行米渡帳(冊子)(911～919頁), 慶長9年8～9月の遷宮料請取日記(冊子)(922～923頁)等の史料に, 長野と共に日向半兵衛尉(ひなた半ひやうへ)の名がみえる. 12月24日付けの長野友秀書状(折紙)(924～925頁)も関連文書か.
- 61 「孝亮宿禰日次記」・「子良館日記」(東京帝國大學文科大學史料編纂掛編『大日本史料』東京帝國大學, 明治37年, 第十二編之六, 122頁以下, 607頁以下).
- 62 「孝亮宿禰日次記」慶長14年(『大日本史料』第十二編之六, 385～386頁).
- 63 「藤波文書」四に基づいて上野が指摘している.
- 64 上野前掲論文, 254頁. 山田奉行は「単にパイプ役ではなく, 豊臣秀頼が遷宮に介入してこないように神宮側を監視する必要もあったであろうし, 諸国から多くの参宮客が集まる地域の治安維持を担当することも職掌であったとみられ」る(272頁).
- 65 『本光国師日記』第四(鈴木学術財団編『大日本佛教全書 第七十九卷 日記部五』鈴木学術財団・講談社・東洋印刷, 1972年), 24頁. 同書23頁には, 卯月15日付けで, 樹教鹿門両寺の出入りについて「仰せを蒙った」ので, 日向・長野も来るようにとの書状があり, また同書25頁には, 黒谷金戒寺宛ての20日付けの書状で, 樹教寺との出入りについて日向・長野と話し合うよう要請する内容が掲載されている. 上記24頁の書状については, 高木前掲書, 96～97頁をも参照. 高木はこの書状案から, 日向・長野が伊勢の郷帳(御前帳)と国絵図の作製責任者であったのでは, と推測するが, それは誤りのようである(三重県編『三重県史通史編近世1』三重県, 2017年, 162～169頁, 上野秀治執筆分). ただし, それらを管理して知行割付を行いうる地位にはあったようだ.
- 66 上記の古田重治の兄で, 古田織部とは別人である(『新訂寛政重修諸家譜』第十五, 78～79頁).
- 67 三重県編『三重県史 資料編 近世1』(三重県, 1993=平成5年), 638頁(松坂藩235古田重勝諸役免許状写). 松阪市史編さん委員会編『松阪市史第11巻史料篇近世(1)政治』蒼人社, 勁草書房, 1982年, 53頁(松崎与右衛門外一名宛重勝下知状). 「これをもって日向が国奉行であったと判断するのは早計と思われるが」と上野は留保している(上野前掲論文, 255頁).
- 68 同上書, 532頁(亀山藩67 長野内蔵丞書状写(佐野内膳宛)). 「本文書は兩名が確実に国奉行であったことを証する史料ともなる」(上野前掲論文, 256頁).
- 69 前掲『天下人の城大工——中井大和守の仕事III——』, 62～63頁.
- 70 前掲『大坂の陣と大坂城・四天王寺・住吉大社の建築』27頁, 「徳川家康黒印状(名古屋城作事二付)」。前掲『天下人の城大工——中井大和守の仕事III——』, 56～57頁.
- 71 城戸久『日本城郭史研究叢書 第六巻 名古屋城と天守建築』(名著出版, 1981=昭和56年), 41～44頁. 日向と名古屋城普請との関わりは, 前掲『大工頭 中井家文書』36頁「29 小堀政一他三氏連署書状(折紙)」や38～39頁「31 江戸幕府老中連署奉書 写(折紙)」にも見える.
- 72 平井聖『中井家文書の研究一 内匠寮本図面篇一』(中央公論美術出版, 1976年), 54頁. 前掲『大坂の陣と大坂城・四天王寺・住吉大社の建築』27頁, 「徳川家康黒印状(禁中作事二付)」。なお, 延宝度朝仁親王御所(貞享)指図には, 奉行として中坊長兵衛・日向傳右衛門の名が見える(平井聖『中井家文書の研究第四巻 内匠寮本図面篇四』中央公論美術出版, 1979年, 76頁)が, これは政成

- の孫正知であろう（『新訂寛政重修諸家譜』第四，179頁）。
- 73 上野前掲論文，256～257頁。日向の広域的活動を考えるとき、伊勢国奉行が2人いたことの特異性をどう考えるか、また大久保長安系奉行が流通に大きく関与したこととの関係をどう考えるのか、がポイントになろう。
- 74 上野前掲論文，260～262頁。
- 75 上野前掲論文，260～261頁。
- 76 角屋は伊勢神宮の外港たる大湊を拠点とする廻船業者であり、後北条氏から朱印状をもらったり、信長の長島一向一揆殲滅に参戦したりしている。角屋七郎次郎秀持は家康の伊賀越えの際の三河への航海を助け、家康から航海自由・諸役免除・三葉葵使用の特権を許されている。その子七郎次郎忠榮は蒲生氏郷の松坂開府（1588年）に際して大湊住民と共に松坂に移住し、その湊町建設を支援しつつ、仙台や堺、長崎にも店舗を開いている。その子七郎兵衛榮吉は安南（ヴェトナム）に渡航し、交趾に日本人町を形成してその長となり（1631年）、安南貴族の阮氏と結婚したが、鎖国政策のゆえに帰国ができなかった（藤本利治「伊勢商人の底力 富豪角屋家と河村瑞賢」伊勢・志摩の歴史刊行会編『図説伊勢・志摩の歴史』上巻，郷土出版社，1992年，154～157頁）。七郎左衛門については、櫻井祐吉『安南貿易家角屋七郎兵衛 附 松本一家』（鶴城通信社印刷部，1929年），7頁に秀持の祖父の名として、21頁に忠榮の子七郎次郎忠祐の隠居後の名として登場する。角屋伊勢本家当主の別称の一つであろうか。
- 77 『三重県史（資料編 中世2）別冊 伊勢神宮所蔵文書補遺』（三重県，2005＝平成17年），176～177頁。上野前掲論文，262頁。
- 78 上野前掲論文，263～264頁。